

泉区役所パークアンドライド駐車場利用の申込について

泉区役所北側駐車場で実施する「パークアンドライド駐車場」の利用を希望する方は、以下によりお申し込みください。

◎「パークアンドライド」・・・駐車場に自家用車を駐車（パーク）し、地下鉄に乗り換え（ライド）通勤等を行うものです。乗り換え後の通勤時間が計算でき、渋滞の心配もなく、快適に都心部まで通勤等ができます。

1 駐車場の場所 仙台市泉区役所 庁舎北側駐車場

2 駐車台数 50台

3 申込できる方 下記①・②いずれかの条件を満たす方

① 現在、市中心部やその周辺地域（地下鉄北仙台駅以南）に自家用車で直接、通勤・通学している方で、このパークアンドライド駐車場を利用後は、地下鉄泉中央駅から、北仙台駅以南へ地下鉄定期券での利用による通勤・通学方法に切り換えていただける方。

② 平成29年3月31日までタイムズアリオ仙台泉第2駐車場をご利用いただいていた方。

※引き続き地下鉄利用にて通勤・通学している方も対象となります。

4 申込先（問合先）

〒980-0801 仙台市 青葉区 木町通1-4-15

仙台交通株式会社 事業部 業務課 業務係（TEL：712-8335）

5 申込方法

募集期間および募集台数を交通局ホームページより確認し、次の①・②・③を揃え、郵送（持参可）で申し込みください。

① 必要事項を記入した申込書（別紙）

② 通勤・通学方法についての誓約書（別紙） ※3②に該当する方を除く

③ 82円切手を貼り、申込者本人宛の住所、氏名を記載した返信用封筒

6 申込期間 毎月初旬～中旬（郵送又は持参） ※枠がある場合に限る

※応募多数の場合は抽選になります。

※持参いただく場合は、月曜から金曜（祝日等除く）の9時から17時までにお問い合わせいたします。

7 利用開始 申込月の翌月初旬から

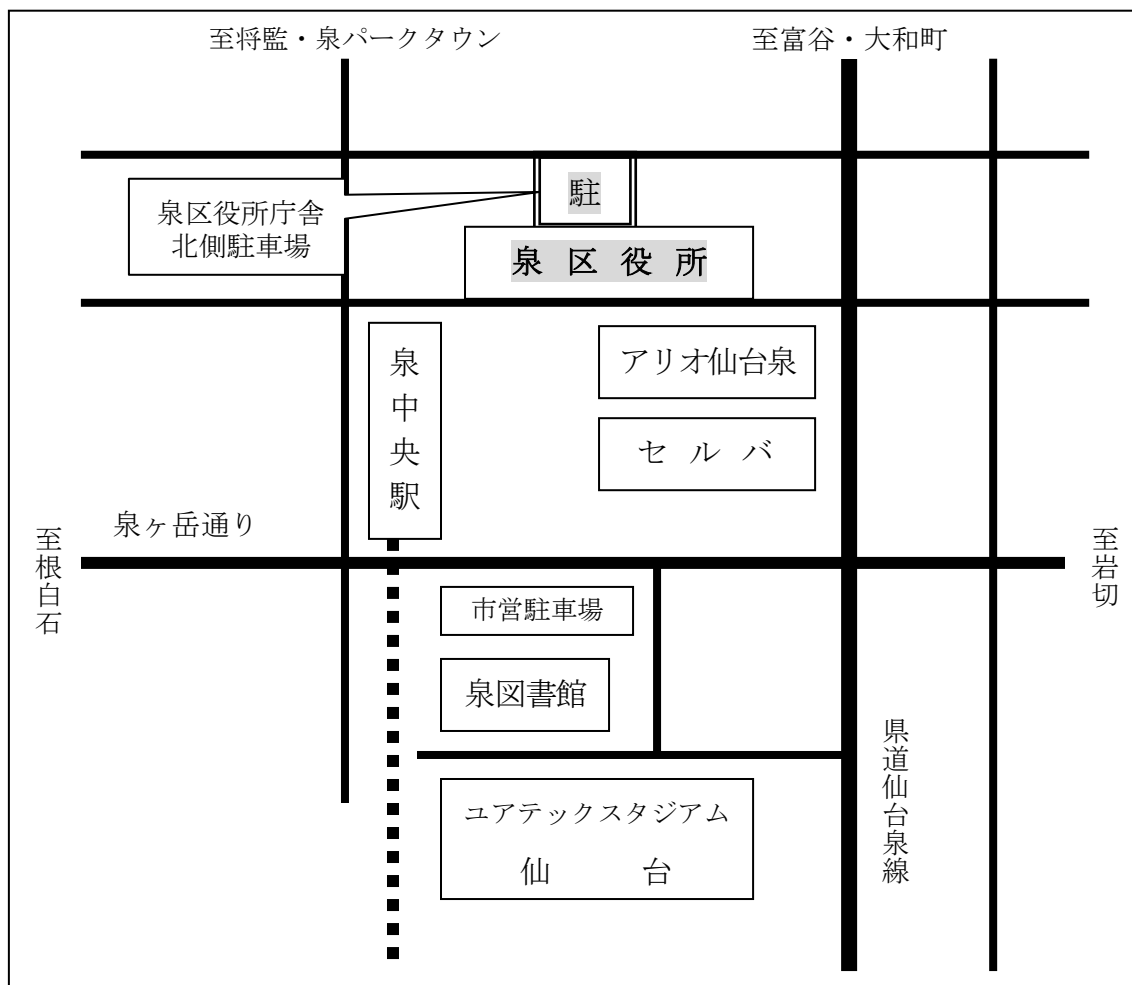
※申込結果通知は月内25日頃予定

8 主な利用条件

利用条件の主な事項は以下のとおりです。なお、詳細及びその他の利用条件については、「泉区役所パークアンドライド駐車場利用条件」でご確認ください。

- ① 当選後、泉中央駅から通勤（通学）場所の最寄り駅（北仙台駅以南）までの地下鉄定期券を購入していただきます。
- ② 当選後、駐車場使用料を納入していただきます。（地下鉄定期購入の際、期間1ヶ月につき5千円（消費税等相当額含む））
- ③ 上記①及び②が継続されない場合は自動的に解約になります。
- ④ 土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は駐車場の利用はできません。
- ⑤ 駐車場の利用時間は、駐車場が利用できる日の午前5時から翌日の午前0時30分までです。※翌朝までの泊りの駐車はできません。
- ⑥ 車のスペアキーを泉区役所に提出していただきます。
- ⑦ パスカード紛失時、再発行の際は500円（消費税等相当額含む）を負担していただきます。
- ⑧ 定期券面へのマーク印字及び駐車場の継続利用の確認の必要がありますので、定期券は乗車券発売所で購入（継続）してください。券売機で購入（継続）はできません。

9 位置図



泉区役所パークアンドライド駐車場利用条件

次のことがパークアンドライド駐車場の主な利用条件になります。

条件に反した利用をしたときは、駐車許可を取り消します。また、許可取り消しに係る補償はいたしません。

- ① 泉中央駅から通勤（通学）場所の最寄り駅（北仙台駅以南）までの地下鉄定期券を継続購入していただきます。
- ② 駐車場使用料（地下鉄定期購入の際、1ヶ月分につき5,000円（消費税等相当額含む））を継続納入していただきます。

（ア）地下鉄定期券有効期間内に、上記の更新手続きを取らない場合、継続使用の権利は自動的になくなります。

（イ）定期券の払い戻しを受けた場合、本駐車場利用の権利は自動的に消滅します。なお、駐車場使用期間の残り期間中、1ヶ月未満部分については駐車場使用料の払い戻しはいたしません。
- ③ 土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは駐車場の利用はできません。

※気象状況等及び区役所の行事等により利用休止する場合があります。この場合、これに係る補償はいたしません。また、駐車場の除雪は行いません。
- ④ 駐車場の利用時間は、駐車場が利用できる日の午前5時から翌日の午前0時30分までです。※翌朝までの泊りの駐車はできません。

指定された出入り口より、車両を入出庫させます。なお、入庫の際に、パスカードを使用します。パスカードは、駐車場使用料初回納入時にお渡しします。また、定期券の継続購入時には定期券発行窓口に提出してください。

※パスカード紛失時、再発行の際は手数料500円（消費税等相当額含む）をいただきます。
- ⑤ **非常時等、区役所が車両を移動する場合を想定し、車のスペアキーを泉区役所総務部総務課（または守衛室）に提出していただきます。**なお、スペアキーは駐車場利用期間中、泉区役所総務部総務課で保管します。
- ⑥ 許可車両以外の車両は利用できません。また、指定された区画以外には駐車できません。
- ⑦ 許可車両を変更（買換え等）するときは、必ず変更の連絡をしてください。
- ⑧ 駐車の際、許可証を車のダッシュボードの上に表面を上にして外部から確認できるように置いてください。
- ⑨ 車両から離れる際は、車両の鍵を必ずおかけください。
- ⑩ 場内整理の都合上、駐車場所を他に指定することがあります。
- ⑪ 入出庫時には歩行者等に十分留意してください。場内では、徐行し他の車両の妨げになる行為はしないでください。
- ⑫ 駐車場の施設その他の物件に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
- ⑬ 当社及び区役所の都合により、駐車場利用の更新を拒む場合があります。この場合、これに係る補償はいたしません。また、代替駐車場のあつせん等は一切いたしません。
- ⑭ 駐車場内での事故、盗難等に関して、当社及び区役所は、一切の責任を負いません。
- ⑮ 利用をやめる場合は、事前にご連絡ください。また、駐車許可証及びパスカードを返却していただきます。なお、駐車場使用期間の残り期間中、1ヶ月未満の部分については、駐車場使用料の払戻しはいたしません。
- ⑯ その他駐車場の利用については、係員の指示に従っていただきます。

通勤・通学方法についての誓約書

(泉区役所パークアンドライド駐車場用)

仙台交通株式会社 あて

現在は、地下鉄北仙台駅以南に自家用車で直接、通勤（通学）をしていますが、泉区役所パークアンドライド駐車場を利用することとなったときは、地下鉄泉中央駅から北仙台駅以南へ、地下鉄定期券の利用による通勤（通学）方法に切り換えることを誓約します。

平成 年 月 日

氏 名：

印

住 所：

*この誓約書は、仙台交通株式会社 業務課 業務係で保管し、泉区役所パークアンドライド駐車場利用申込み及び管理のみに使用します。